

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（第三條第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）</p> <p>二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。第三條第二項において「特定原産国」という。）</p> <p>三 平成二十九年十二月二十八日から令和十年二月二日までの期間</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 （省 略）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p>	<p>（課税物件）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 平成二十九年十二月二十八日から平成三十四年十二月二十七日までの期間</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 同上</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条 同上</p> <p>2 同上</p>

3 (省 略)

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)

第五条 (省 略)

別表(第二条関係)

(省 略)	生 産 者	税 率	(省 略)
-------	-------	-----	-------

3 同 上

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の第二項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)

第五条 同 上

別表(第二条関係)

同 上	生 産 者	税 率	同 上
-----	-------	-----	-----